

別表第1（第2条関係）

第1欄	第2欄	第3欄																					
対象者の保護者の前年（1月から6月までの間に受ける療養又は医療に係る医療費については、前々年）の第2欄に掲げる方法によって計算した所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。以下同じ。）が、次に定める者の有無及び合計数に応じて、第3欄に掲げる額以上である場合	その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。ただし、次の各号に掲げる控除を受けたものについては、当該各号に掲げる額をそれぞれ控除するものとする。 (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額 (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円 (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円） (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 27万円 注）所得制限の適用に当たっては、扶養親族のうち、16歳未満の者を有する場合は1人につき38万円を控除、16歳以上19歳未満の者を有する場合は1人につき25万円を控除した額をもって算定するものとする。	扶養親族等及び児童の合計数により、次表イ欄に掲げる数に応じて、同表ロ欄に掲げる額（保護者が児童手当法第18条第1項に規定する被用者又は同法第17条第1項に規定する公務員であるときは、次表ハ欄に掲げる額）とする。 <table><tr><th>イ 扶養親族等及び児童の合計数</th><th>ロ 所得制限限度額</th><th>ハ 保護者が被用者又は公務員であるときの所得制限限度額</th></tr><tr><td>0 人</td><td>4 6 0 万 0 千円</td><td>5 3 2 万 0 千円</td></tr><tr><td>1 人</td><td>4 9 8 万 0 千円</td><td>5 7 0 万 0 千円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>5 3 6 万 0 千円</td><td>6 0 8 万 0 千円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>5 7 4 万 0 千円</td><td>6 4 6 万 0 千円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>6 1 2 万 0 千円</td><td>6 8 4 万 0 千円</td></tr><tr><td>5 人</td><td>6 5 0 万 0 千円</td><td>7 2 2 万 0 千円</td></tr></table> 注1）イ欄に掲げる扶養親族等が所得税法第2条に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）であるときは、ロ欄又はハ欄に掲げる額に当該老人扶養親族等1人につき6万円を加算した額とする。 注2）イ欄に掲げる扶養親族等及び児童の数が6人以上であるときは、ロ欄又はハ欄に掲げる額に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法第2条に規定する老人扶養親族等であるときは44万円）を加算した額とする。	イ 扶養親族等及び児童の合計数	ロ 所得制限限度額	ハ 保護者が被用者又は公務員であるときの所得制限限度額	0 人	4 6 0 万 0 千円	5 3 2 万 0 千円	1 人	4 9 8 万 0 千円	5 7 0 万 0 千円	2 人	5 3 6 万 0 千円	6 0 8 万 0 千円	3 人	5 7 4 万 0 千円	6 4 6 万 0 千円	4 人	6 1 2 万 0 千円	6 8 4 万 0 千円	5 人	6 5 0 万 0 千円	7 2 2 万 0 千円
イ 扶養親族等及び児童の合計数	ロ 所得制限限度額	ハ 保護者が被用者又は公務員であるときの所得制限限度額																					
0 人	4 6 0 万 0 千円	5 3 2 万 0 千円																					
1 人	4 9 8 万 0 千円	5 7 0 万 0 千円																					
2 人	5 3 6 万 0 千円	6 0 8 万 0 千円																					
3 人	5 7 4 万 0 千円	6 4 6 万 0 千円																					
4 人	6 1 2 万 0 千円	6 8 4 万 0 千円																					
5 人	6 5 0 万 0 千円	7 2 2 万 0 千円																					